

駐車場管理規程
(新千歳空港 B 駐車場)

北海道エアポート株式会社

(別表)

新千歳空港 B 駐車場届出料金表

(名称)

第1条 駐車場の名称は、新千歳空港B駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理者は、北海道エアポート株式会社（所在地北海道千歳市美々987番地22）とする。

(通則)

第3条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(規程の遵守)

第4条 駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする

(供用休止)

第6条 駐車場の供用は、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より供用休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(駐車車両の種類)

第7条 駐車場を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車とする。

(駐車料金)

第8条 駐車料金は、別表のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の駐車料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(駐車料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において駐車場の全部の供用を中止したときは、保管中の車両の利用者に対し、その期間の駐車料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入場及び駐車位置)

第11条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することがある。

(駐車拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車の受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否し、又は駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) 民間駐車場利用者送迎用車両及びレンタカー利用者送迎用車両
- (6) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(駐車場内の通行)

第13条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づるほか、次の各号を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと

(禁止行為)

第14条 利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損すること
- (2) 喫煙又は火気を使用すること
- (3) たばこの吸いがら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 駐車場内で宿泊すること
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、駐車場出口の料金所に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払わねばならない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第19条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに所定の出場願に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の出場願を提出するときは、記載事項を証明する運転免許証その他証拠書類を

管理者に呈示しなければならない。

(駐車期間)

第20条 利用者は、連続して14日以上駐車することはできない。ただし、利用者が書面をもって届け出た場合は、この限りでない。

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者が駐車券を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。

(管理者の損害賠償)

第22条 管理者は、この駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、その車両の滅失又は損傷について、損害賠償の責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第23条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害賠償の責を負わない。

(免責事由)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における人身事故・物損事故
- (3) 第6条又は第18条の規定による措置

(利用者の損害賠償)

第25条 利用者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(放置車)

第26条 管理者は、駐車開始後14日以上駐車し、かつ、駐車期間について届け出がない場合、又は届け出があってもその期間を経過するも引き取りがない車両について

て、管理者の別に定める手続きを行った上で、告知後3ヶ月以上経過しても当該車両の引き取りが見込めない場合には、第三者を立ち会わせてこの車両の処分をすることができる。

(附則)

本規程は、令和2年6月1日から施行する。